【No.１】

標準処理期間未設定の理由

法　　令　　名	戦傷病者特別援護法
根　拠　条　項	第４条第１項
許認可等の概要	戦傷病者手帳の交付
審査基準の設定状況	☑（１）設　定 ☐（２）未設定（未設定イ） ☐（３）未設定（未設定ロ・ハ）
標準処理期間未設定の理由	事務処理は、国（厚生労働省）に従っているところであり、国は、個々の事例により極端に差が生じる内容のものであることから、標準処理期間の設定は困難としており、その考え方を踏まえ、道においても標準処理期間は設定していない。
担　当　部　課	保健福祉部福祉局地域福祉課
担　当　者　名	専門主任　畑谷　衣里　　　　　（内線：25-623）

【№.２】

標準処理期間未設定の理由

法　令　名	戦傷病者特別援護法
根拠条項	第４条第２項
許認可等の概要	戦傷病者手帳の交付　（目症該当者）
審査基準の設定状況	☑（１）設　定 ☐（２）未設定（未設定イ） ☐（３）未設定（未設定ロ・ハ）
標準処理期間未設定の理由	事務処理は、国（厚生労働省）に従っているところであり、国は、個々の事例により極端に差が生じる内容のものであることから、標準処理期間の設定は困難としており、その考え方を踏まえ、道においても標準処理期間は設定していない。
担当部課	保健福祉部福祉局地域福祉課
担当者名	専門主任　畑谷　衣里　　　　　　　　　（内線：25-623）

【№.３】

標準処理期間未設定の理由

法　　令　　名	戦傷病者特別援護法
根 拠 条 項	第17条第１項
許認可等の概要	療養費の支給
審査基準の設定状況	☑（１）設　定 □（２）未設定（未設定イ） □（３）未設定（未設定ロ・ハ）
標準処理期間未設定の理由	事務処理は、国（厚生労働省）に従っているところであり、国は、個々の事例により極端に差が生じる内容のものであることから、標準処理期間の設定は困難としており、その考え方を踏まえ、道においても標準処理期間は設定していない。
担 当 部 課	保健福祉部福祉局地域福祉課
担 当 者 名	専門主任　畑谷　衣里　（内線：25-623）

【№.４】

標準処理期間未設定の理由

法　　令　　名	戦傷病者特別援護法
根　拠　条　項	第18条第１項
許認可等の概要	療養手当の支給
審査基準の設定状況	☑（１）設　　定 ☐（２）未設定（未設定イ） ☐（３）未設定（未設定ロ・ハ）
標準処理期間未設定の理由	事務処理は、国（厚生労働省）に従っているところであり、国は、個々の事例により極端に差が生じる内容のものであることから、標準処理期間の設定は困難としており、その考え方を踏まえ、道においても標準処理期間は設定していない。
担　当　部　課	保健福祉部福祉局地域福祉課
担　当　者　名	専門主任　畑谷　衣里　（内線：25-623）

【№.５】

標準処理期間未設定の理由

法　　令　　名	戦傷病者特別援護法
根 拠 条 項	第19条第１項
許認可等の概要	葬祭費の支給
審査基準の設定状況	☑（１）設　定 ☐（２）未設定（未設定イ） ☐（３）未設定（未設定ロ・ハ）
標準処理期間未設定の理由	事務処理は、国（厚生労働省）に従っているところであり、国は、個々の事例により極端に差が生じる内容のものであることから、標準処理期間の設定は困難としており、その考え方を踏まえ、道においても標準処理期間は設定していない。
担 当 部 課	保健福祉部福祉局地域福祉課
担 当 者 名	専門主任　畑谷　衣里　（内線：25-623）

【№.６】

標準処理期間未設定の理由

法　　令　　名	戦傷病者特別援護法
根 拠 条 項	第19条第２項
許認可等の概要	葬祭費相当額の支給
審査基準の設定状況	☑（１）設　定 ☐（２）未設定（未設定イ） ☐（３）未設定（未設定ロ・ハ）
標準処理期間未設定の理由	事務処理は、国（厚生労働省）に従っているところであり、国は、個々の事例により極端に差が生じる内容のものであることから、標準処理期間の設定は困難としており、その考え方を踏まえ、道においても標準処理期間は設定していない。
担 当 部 課	保健福祉部福祉局地域福祉課
担 当 者 名	専門主任　畑谷　衣里　（内線：25-623）

【No.７】

標準処理期間未設定の理由

法　　令　　名	戦傷病者特別援護法
根 拠 条 項	第20条第１項
許認可等の概要	更生医療の給付
審査基準の設定状況	☑（１）設　定 ☐（２）未設定（未設定イ） ☐（３）未設定（未設定ロ・ハ）
標準処理期間未設定の理由	事務処理は、国（厚生労働省）に従っているところであり、国は、個々の事例により極端に差が生じる内容のものであることから、標準処理期間の設定は困難としており、その考え方を踏まえ、道においても標準処理期間は設定していない。
担 当 部 課	保健福祉部福祉局地域福祉課
担 当 者 名	専門主任　畑谷　衣里　（内線：25-623）

【№８】

標準処理期間未設定の理由

法　令　名	戦傷病者特別援護法
根 拠 条 項	第20条第４項
許認可等の概要	更生医療に要する費用の支給
審査基準の設定状況	☑（１）設　定 ☐（２）未設定（未設定イ） ☐（３）未設定（未設定ロ・ハ）
標準処理期間未設定の理由	事務処理は、国（厚生労働省）に従っているところであり、国は、個々の事例により極端に差が生じる内容のものであることから、標準処理期間の設定は困難としており、その考え方を踏まえ、道においても標準処理期間は設定していない。
担 当 部 課	保健福祉部福祉局地域福祉課
担 当 者 名	専門主任　畑谷　衣里　（内線：25-623）

【№.９】

標準処理期間未設定の理由

法　　令　　名	戦傷病者特別援護法
根 拠 条 項	第21条第１項
許認可等の概要	補装具の支給及び修理
審査基準の設定状況	☑（１）設　定 □（２）未設定（未設定イ） □（３）未設定（未設定ロ・ハ）
標準処理期間未設定の理由	事務処理は、国（厚生労働省）に従っているところであり、国は、個々の事例により極端に差が生じる内容のものであることから、標準処理期間の設定は困難としており、その考え方を踏まえ、道においても標準処理期間は設定していない。
担 当 部 課	保健福祉部福祉局地域福祉課
担 当 者 名	専門主任　畑谷　衣里　　（内線：25-623）

【№10】

標準処理期間未設定の理由

法　　令　　名	戦傷病者特別援護法
根　拠　条　項	第21条第４項
許認可等の概要	補装具購入又は修理に要する費用の支給
審査基準の設定状況	☑（１）設　定 ☐（２）未設定（未設定イ） ☐（３）未設定（未設定ロ・ハ）
標準処理期間未設定の理由	事務処理は、国（厚生労働省）に従っているところであり、国は、個々の事例により極端に差が生じる内容のものであることから、標準処理期間の設定は困難としており、その考え方を踏まえ、道においても標準処理期間は設定していない。
担　当　部　課	保健福祉部福祉局地域福祉課
担　当　者　名	専門主任　畑谷　衣里　　　　　　　　　（内線：25-623）

【No.11】

標準処理期間未設定の理由

法　　令　　名	戦傷病者特別援護法施行令
根　拠　条　項	第６条
許認可等の概要	戦傷病者手帳の再交付
審査基準の設定状況	☑（１）設　定 ☐（２）未設定（未設定イ） ☐（３）未設定（未設定ロ・ハ）
標準処理期間未設定の理由	事務処理は、国（厚生労働省）に従っているところであり、国は、個々の事例により極端に差が生じる内容のものであることから、標準処理期間の設定は困難としており、その考え方を踏まえ、道においても標準処理期間は設定していない。
担　当　部　課	保健福祉部福祉局地域福祉課
担　当　者　名	専門主任　畑谷　衣里　　（内線：25-623）

【No.12】

標準処理期間未設定の理由

法　令　名	戦傷病者特別援護法
根拠条項	附則第11項
許認可等の概要	旧法規定による療養費等の受給権者に対する療養費等の支給
審査基準の設定状況	☑（１）設　定 ☐（２）未設定（未設定イ） ☐（３）未設定（未設定ロ・ハ）
標準処理期間未設定の理由	事務処理は、国（厚生労働省）に従っているところであり、国は、個々の事例により極端に差が生じる内容のものであることから、標準処理期間の設定は困難としており、その考え方を踏まえ、道においても標準処理期間は設定していない。
担当部課	保健福祉部福祉局地域福祉課
担当者名	専門主任　畑谷　衣里　（内線：25-623）

【No.13】

標準処理期間未設定の理由

法　　令　　名	戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法
根 拠 条 項	第４条
許認可等の概要	特別弔慰金を受ける権利の裁定
審査基準の設定状況	☑（１）設　定 ☐（２）未設定（未設定イ） ☐（３）未設定（未設定ロ・ハ）
標準処理期間未設定の理由	事務処理は、国（厚生労働省）に従っているところであり、国は、個々の事例により極端に差が生じる内容のものであることから、標準処理期間の設定は困難としており、その考え方を踏まえ、道においても標準処理期間は設定していない。
担 当 部 課	保健福祉部福祉局地域福祉課
担 当 者 名	主任　髙泉　幸太郎　　（内線：25-623）

【№14】

標準処理期間未設定の理由

法　　令　　名	戦没者の父母等に対する特別給付金支給法
根　拠　条　項	第４条
許認可等の概要	特別給付金を受ける権利の裁定
審査基準の設定状況	☑（１）設　定 ☐（２）未設定（未設定イ） ☐（３）未設定（未設定ロ・ハ）
標準処理期間未設定の理由	事務処理は、国（厚生労働省）に従っているところであり、国は、個々の事例により極端に差が生じる内容のものであることから、標準処理期間の設定は困難としており、その考え方を踏まえ、道においても標準処理期間は設定していない。
担　当　部　課	保健福祉部福祉局地域福祉課
担　当　者　名	専門主任　安藤　あかね　（内線：25-622）

【No.15】

標準処理期間未設定の理由

法　　令　　名	戦没者等の妻に対する特別給付金支給法
根　拠　条　項	第３条第７項
許認可等の概要	特別給付金を受ける権利の裁定
審査基準の設定状況	☑（１）設　定 ☐（２）未設定（未設定イ） ☐（３）未設定（未設定ロ・ハ）
標準処理期間未設定の理由	事務処理は、国（厚生労働省）に従っているところであり、国は、個々の事例により極端に差が生じる内容のものであることから、標準処理期間の設定は困難としており、その考え方を踏まえ、道においても標準処理期間は設定していない。
担　当　部　課	保健福祉部福祉局地域福祉課
担　当　者　名	専門主任　安藤　あかね　（内線：25-622）

【No.16】

標準処理期間未設定の理由

法　　令　　名	戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法
根　拠　条　項	第３条第２項
許認可等の概要	特別給付金を受ける権利の裁定
審査基準の設定状況	☑（１）設　定 ☐（２）未設定（未設定イ） ☐（３）未設定（未設定ロ・ハ）
標準処理期間未設定の理由	事務処理は、国（厚生労働省）に従っているところであり、国は、個々の事例により極端に差が生じる内容のものであることから、標準処理期間の設定は困難としており、その考え方を踏まえ、道においても標準処理期間は設定していない。
担　当　部　課	保健福祉部福祉局地域福祉課
担　当　者　名	専門主任　安藤　あかね　（内線：25-622）

【No.17】

標準処理期間未設定の理由

法　令　名	未帰還者に対する特別措置法
根拠条項	第３条
許認可等の概要	弔慰料の支給
審査基準の設定状況	☑（１）設　定 ☐（２）未設定（未設定イ） ☐（３）未設定（未設定ロ・ハ）
標準処理期間未設定の理由	事務処理は、国（厚生労働省）に従っているところであり、国は、個々の事例により極端に差が生じる内容のものであることから、標準処理期間の設定は困難としており、その考え方を踏まえ、道においても標準処理期間は設定していない。
担当部課	保健福祉部福祉局地域福祉課
担当者名	専門主任　畑谷　衣里　（内線：25-623）

【№18】

標準処理期間未設定の理由

法　　令　　名	未帰還者留守家族等援護法
根 拠 条 項	第５条
許認可等の概要	留守家族手当の支給
審査基準の設定状況	☑（１）設　定 ☐（２）未設定（未設定イ） ☐（３）未設定（未設定ロ・ハ）
標準処理期間未設定の理由	事務処理は、国（厚生労働省）に従っているところであり、国は、個々の事例により極端に差が生じる内容のものであることから、標準処理期間の設定は困難としており、その考え方を踏まえ、道においても標準処理期間は設定していない。
担 当 部 課	保健福祉部福祉局地域福祉課
担 当 者 名	専門主任　畑谷　衣里　（内線：25-623）

【№19】

標準処理期間未設定の理由

法　　令　　名	未帰還者留守家族等援護法
根　拠　条　項	第16条第１項
許認可等の概要	葬祭料の支給
審査基準の設定状況	☑（１）設　定 ☐（２）未設定（未設定イ） ☐（３）未設定（未設定ロ・ハ）
標準処理期間未設定の理由	事務処理は、国（厚生労働省）に従っているところであり、国は、個々の事例により極端に差が生じる内容のものであることから、標準処理期間の設定は困難としており、その考え方を踏まえ、道においても標準処理期間は設定していない。
担　当　部　課	保健福祉部福祉局地域福祉課
担　当　者　名	専門主任　畑谷　衣里　　　　　　　　　　　　　（内線：25-623）

【№20】

標準処理期間未設定の理由

法　　令　　名	未帰還者留守家族等援護法
根　拠　条　項	第17条第１項
許認可等の概要	遺骨引取経費の支給
審査基準の設定状況	☑（１）設　定 ☐（２）未設定（未設定イ） ☐（３）未設定（未設定ロ・ハ）
標準処理期間未設定の理由	事務処理は、国（厚生労働省）に従っているところであり、国は、個々の事例により極端に差が生じる内容のものであることから、標準処理期間の設定は困難としており、その考え方を踏まえ、道においても標準処理期間は設定していない。
担　当　部　課	保健福祉部福祉局地域福祉課
担　当　者　名	専門主任　畑谷　衣里　　　　（内線：25-623）

【No.21】

標準処理期間未設定の理由

法　令　名	未帰還者留守家族等援護法
根拠条項	第26条
許認可等の概要	障害一時金の支給
審査基準の設定状況	☑（１）設　定 ☐（２）未設定（未設定イ） ☐（３）未設定（未設定ロ・ハ）
標準処理期間未設定の理由	事務処理は、国（厚生労働省）に従っているところであり、国は、個々の事例により極端に差が生じる内容のものであることから、標準処理期間の設定は困難としており、その考え方を踏まえ、道においても標準処理期間は設定していない。
担当部課	保健福祉部福祉局地域福祉課
担当者名	専門主任　畑谷　衣里　（内線：25-623）

【№22】

標準処理期間未設定の理由

法　令　名	引揚者給付金等支給法
根拠条項	第３条
許認可等の概要	引揚者給付金等を受ける権利の認定
審査基準の設定状況	☑（１）設　定 □（２）未設定（未設定イ） □（３）未設定（未設定ロ・ハ）
標準処理期間未設定の理由	事務処理は、国（厚生労働省）に従っているところであり、国は、個々の事例により極端に差が生じる内容のものであることから、標準処理期間の設定は困難としており、その考え方を踏まえ、道においても標準処理期間は設定していない。
担当部課	保健福祉部福祉局地域福祉課
担当者名	主任　工藤　敏司、主任　佐藤　光司　（内線：25-635、636）

【No.23】

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

（令和４年11月１日作成）

法　　令　　名	引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律
根　拠　条　項	第３条第２項
許　認　可　等 の　　種　　類	特別交付金を受ける権利の認定
法令の定め	政令第226号（昭和42年８月１日） 総理府令第40号（昭和42年８月１日）
審　査　基　準	総理府臨時引揚者特別交付金業務室長通知（昭和42年８月７日総臨引第２号） 総理府臨時引揚者特別交付金業務室長通知（昭和42年９月25日総臨引第38号） 総理府臨時引揚者特別交付金業務室長通知（昭和42年10月27日総臨引第54号） 総理府臨時引揚者特別交付金業務室長通知（昭和42年12月20日総臨引第103号） 総理府臨時引揚者特別交付金業務室長通知（昭和43年１月16日総臨引第17号） 総理府臨時引揚者特別交付金業務室長通知（昭和43年２月19日総臨引第50号） 総理府臨時引揚者特別交付金業務室長通知（昭和43年４月２日総臨引第93号） 総理府臨時引揚者特別交付金業務室長通知（昭和43年６月10日総臨引第144号） 総理府臨時引揚者特別交付金業務室長通知（昭和43年６月10日総臨引第148号）
標準処理期間	総　期　間　　１　~~日~~・月（注：休日は含まない。　） 経由機関　　日・月（　） 協議機関　　日・月（　） 処分機関　　日・月（　）
処分担当課	保健福祉部福祉局地域福祉課
申　請　先	同　上
問い合わせ先	保健福祉部福祉局地域福祉課援護係（電話番号：011-231-4111(内線25-624)）
備　　　　考	

【No.24】

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

（令和４年11月１日作成）

法　令　名	社会福祉法
根拠条項	第31条第１項
許認可等の種類	社会福祉法人の定款の認可
法令の定め	第31条第１項 社会福祉法人を設立しようとする者は、定款をもつて少なくとも次に掲げる事項を定め、厚生労働省令で定める手続に従い、当該定款について所轄庁の認可を受けなければならない。 一　目的　二　名称　三　社会福祉事業の種類　四　事務所の所在地 五　評議員及び評議員会に関する事項役員に関する事項 六　役員（理事及び監事をいう）の定数その他役員に関する事項 七　理事会に関する事項　八　会計監査人を置く場合には、これに関する事項 九　資産に関する事項　十　会計に関する事項 十一　公益事業を行う場合には、その種類　十二　収益事業を行う場合には、その種類 十三　解散に関する事項　十四　定款の変更に関する事項　十五　公告の方法
審査基準	社会福祉法人の設立及び運営に関する要綱 （昭和62年４月１日民総第１号）
標準処理期間	総　期　間　24　日・~~月~~（注：休日は含まない。　） 経由機関　日・月（　） 協議機関　日・月（　） 処分機関　24　日・~~月~~（　）
処分担当課	各(総合)振興局所管法人～各(総合)振興局保健環境部社会福祉課 本庁所管法人　～保健福祉部福祉局地域福祉課
申請先	同　上
問い合わせ先	保健福祉部福祉局地域福祉課法人運営係（電話番号：011-231-4111(内線25-605)）
備　考	【所管法人】 各(総合)振興局所管法人～各(総合)振興局管内（政令指定都市を除く）のみで事業を行う法人（法人の主たる事務所が中核市に所在するもの及び市のみで事業を行っているものを除く） 本庁所管法人　～(総合)振興局、市の所管区域のうち２つ以上の所管区域で事業を行う法人（法人の主たる事務所が政令指定都市に所在するものを除く）及び２つ以上の都道府県の所管区域で事業を行う法人（法人の主たる事務所が道内に所在するもの）

【№25】

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

（令和４年11月１日作成）

法　　令　　名	社会福祉法
根 拠 条 項	第45条の36第２項
許 認 可 等 の　　種　　類	社会福祉法人の定款変更の認可
法 令 の 定 め	第45条の36第２項 　定款の変更（厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）は、所轄庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。
審 査 基 準	社会福祉法人の設立及び運営に関する要綱 （昭和62年４月１日民総第１号）
標準処理期間	総　期　間　　20　日・~~月~~（注：休日は含まない。　　） 　経由機関　　　日・月（　　　） 　協議機関　　　日・月（　　　） 　処分機関　　20　日・~~月~~（　　　）
処 分 担 当 課	各(総合)振興局所管法人～各(総合)振興局保健環境部社会福祉課 本庁所管法人　　　　　～保健福祉部福祉局地域福祉課
申　　請　　先	同　上
問い合わせ先	保健福祉部福祉局地域福祉課法人運営係（電話番号：011-231-4111(内線25-605)）
備　　　　考	【所管法人】 各(総合)振興局所管法人～各(総合)振興局管内（政令指定都市を除く）のみで事業を行う法人（法人の主たる事務所が中核市に所在するもの及び市のみで事業を行っているものを除く） 本庁所管法人　　　　　～(総合)振興局、市の所管区域のうち２つ以上の所管区域で事業を行う法人（法人の主たる事務所が政令指定都市に所在するものを除く）及び２つ以上の都道府県の所管区域で事業を行う法人（法人の主たる事務所が道内に所在するもの）

【No.26】

標準処理期間未設定の理由

法　　令　　名	社会福祉法
根　拠　条　項	第46条第２項
許認可等の概要	法第46条第1項第一号又は第三号に掲げる事由による社会福祉法人の解散に関する当該法人からの申請に対する認可又は認定
審査基準の設定状況	☑（１）設　定 ☐（２）未設定（未設定イ） ☐（３）未設定（未設定ロ・ハ）
標準処理期間未設定の理由	知事は、法令上独立した行政庁であるが、認可の性質上全国統一的に処分する必要があり、事務処理は国（厚生労働省）の審査基準等に従っているところ。 国は、「個別の事例によりその期間が異なり、また、過去のデータが少なく設定が困難」としており、その考え方を踏まえ、道においても標準処理期間は設定していない。
担　当　部　課	保健福祉部福祉局地域福祉課
担　当　者　名	係長　青海　聡和　　（内線：25-605）

【No.27】

標準処理期間未設定の理由

法　　令　　名	社会福祉法
根　拠　条　項	第50条第３項、第54条の６第２項
許認可等の概要	社会福祉法人の合併に関する当該法人からの申請に対する認可
審査基準の設定状況	☑（１）設　定 ☐（２）未設定（未設定イ） ☐（３）未設定（未設定ロ・ハ）
標準処理期間未設定の理由	知事は、法令上独立した行政庁であるが、認可の性質上全国統一的に処分する必要があり、事務処理は国（厚生労働省）の審査基準等に従っているところ。 国は、「個別の事例によりその期間が異なり、また、過去のデータが少なく設定が困難」としており、その考え方を踏まえ、道においても標準処理期間は設定していない。
担　当　部　課	保健福祉部福祉局地域福祉課
担　当　者　名	係長　青海　聡和　　（内線：25-605）

【No.28】

標準処理期間未設定の理由

法　令　名	社会福祉法
根拠条項	第55条の２第１項
許認可等の概要	社会福祉充実計画の承認
審査基準の設定状況	☑（１）設　定 ☐（２）未設定（未設定イ） ☐（３）未設定（未設定ロ・ハ）
標準処理期間未設定の理由	過去の許可実績が少ないことから、審査事務に要する時間が想定できず、標準的な期間の設定が困難なため。
担当部課	保健福祉部福祉局地域福祉課
担当者名	係長　青海　聡和　（内線：25-605）

【№29】

標準処理期間未設定の理由

法　　令　　名	社会福祉法
根　拠　条　項	第55条の３第１項
許認可等の概要	社会福祉充実計画の変更の承認
審査基準の設定状況	☑（１）設　定 ☐（２）未設定（未設定イ） ☐（３）未設定（未設定ロ・ハ）
標準処理期間未設定の理由	過去の許可実績が少ないことから、審査事務に要する時間が想定できず、標準的な期間の設定が困難なため。
担　当　部　課	保健福祉部福祉局地域福祉課
担　当　者　名	係長　青海　聡和　（内線：25-605）

【№30】

標準処理期間未設定の理由

法　　令　　名	社会福祉法
根 拠 条 項	第55条の４
許認可等の概要	社会福祉充実計画の終了の承認
審査基準の設定状況	☑（１）設　定 ☐（２）未設定（未設定イ） ☐（３）未設定（未設定ロ・ハ）
標準処理期間未設定の理由	過去の許可実績が少ないことから、審査事務に要する時間が想定できず、標準的な期間の設定が困難なため。
担 当 部 課	保健福祉部福祉局地域福祉課
担 当 者 名	係長　青海　聡和　　　　　　　（内線：25-605）

【№31】

標準処理期間未設定の理由

法　　令　　名	社会福祉法
根　拠　条　項	第62条第２項
許認可等の概要	社会事業授産施設の設置許可
審査基準の設定状況	☑（１）設　定 ☐（２）未設定（未設定イ） ☐（３）未設定（未設定ロ・ハ）
標準処理期間未設定の理由	過去の許可実績が少ないことから、審査事務に要する時間が想定できず、標準的な期間の設定が困難なため。
担　当　部　課	保健福祉部福祉局地域福祉課
担　当　者　名	係長　青海　聡和　　（内線：25-605）

【No.32】

標準処理期間未設定の理由

法　　令　　名	社会福祉法
根　拠　条　項	第63条第２項
許認可等の概要	社会事業授産施設の変更許可
審査基準の設定状況	☑（１）設　定 ☐（２）未設定（未設定イ） ☐（３）未設定（未設定ロ・ハ）
標準処理期間未設定の理由	過去の許可実績が少ないことから、審査事務に要する時間が想定できず、標準的な期間の設定が困難なため。
担　当　部　課	保健福祉部福祉局地域福祉課
担　当　者　名	係長　青海　聡和　（内線：25-605）

【№33】

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

（令和４年11月１日作成）

法　令　名	生活保護法
根拠条項	第24条第３項
許認可等の種類	保護の開始の申請に対する処分
法令の定め	第24条第３項 　保護の実施機関は、保護の開始の申請があったときは、保護の要否、種類、程度及び方法を決定し、申請者に対して書面をもって、これを通知しなければならない。
審査基準	・昭和36年４月１日厚生省発社第123号厚生事務次官通知「生活保護法による保護の実施要領について」 ・昭和38年４月１日社発第246号厚生省社会局長通知「生活保護法による保護の実施要領について」 ・昭和38年４月１日社保第34号厚生省社会局保護課長通知「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」 ・平成21年３月31日厚生労働省社会援護局保護課長事務連絡「生活保護問答集について」等
標準処理期間	総　期　間　14　日・~~月~~（注：休日を含む。　） 経由機関　日・月（　） 協議機関　日・月（　） 処分機関　日・月（　）
処分担当課	各(総合)振興局保健環境部社会福祉課
申　請　先	同　上
問い合わせ先	各(総合)振興局保健環境部社会福祉課（内線：石狩34-921、空知3822、渡島、十勝3823、檜山3824、他3821)、保健福祉部福祉局地域福祉課保護支援係（電話番号：011-231-4111(内線25-634))
備　　考	※標準処理期間については、法定期間（法第24条第５項）であり、扶養義務者の資産及び収入の状況の状況の調査に日時を要する等特別な理由がある場合には、これを30日まで延ばすことができる。この場合には、保護の決定通知書にその理由を明示しなければならない。 ※生活保護法第29条の２「この章の規定による処分については、行政手続法（平成５年法律第88号）第３章（第12条及び第14条を除く。）の規定は、適用しない。」

【№34】

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

（令和４年11月１日作成）

法　令　名	生活保護法
根拠条項	第24条第９項
許認可等の種類	保護の変更の申請に対する処分
法令の定め	第24条第９項 　第１項から第７項までの規定は、第７条に規定する者からの保護の変更の申請について準用する。
審査基準	・昭和36年４月１日厚生省発社第123号厚生事務次官通知「生活保護法による保護の実施要領について」 ・昭和38年４月１日社発第246号厚生省社会局長通知「生活保護法による保護の実施要領について」 ・昭和38年４月１日社保第34号厚生省社会局保護課長通知「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」 ・平成21年３月31日厚生労働省社会援護局保護課長事務連絡「生活保護問答集について」等
標準処理期間	総　期　間　14　日・~~月~~（注：休日を含む。　） 経由機関　日・月（　） 協議機関　日・月（　） 処分機関　日・月（　）
処分担当課	各(総合)振興局保健環境部社会福祉課
申　請　先	同　上
問い合わせ先	各(総合)振興局保健環境部社会福祉課（内線：石狩34-921、空知3822、渡島、十勝3823、檜山3824、他3821)、保健福祉部福祉局地域福祉課保護支援係（電話番号：011-231-4111(内線25-634))
備　　考	※標準処理期間については、法定期間（法第24条第５項）であり、扶養義務者の資産及び収入の状況の状況の調査に日時を要する等特別な理由がある場合には、これを30日まで延ばすことができる。この場合には、保護の決定通知書にその理由を明示しなければならない。 ※生活保護法第29条の２「この章の規定による処分については、行政手続法（平成５年法律第88号）第３章（第12条及び第14条を除く。）の規定は、適用しない。」

【№35】

標準処理期間未設定の理由

法　　令　　名	生活保護法
根 拠 条 項	第41条第３項
許認可等の概要	保護施設の認可の申請に対する処分
審査基準の設定状況	☑（１）設　定 ☐（２）未設定（未設定イ） ☐（３）未設定（未設定ロ・ハ）
標準処理期間未設定の理由	標準処理期間について、法令等に定められておらず、現在に至るまでの申請実績が非常に少ないことから、新たに申請がなされること可能性が低いと考えられるため。
担 当 部 課	保健福祉部福祉局地域福祉課
担 当 者 名	主事　田縁　一将　（内線：25-634）

【№36】

標準処理期間未設定の理由

法　　令　　名	生活保護法
根　拠　条　項	第41条第５項
許認可等の概要	保護施設の名称等の変更の申請に対する処分
審査基準の設定状況	☑（１）設　定 ☐（２）未設定（未設定イ） ☐（３）未設定（未設定ロ・ハ）
標準処理期間未設定の理由	標準処理期間について、法令等に定められておらず、現在に至るまでの申請実績が非常に少ないことから、新たに申請がなされること可能性が低いと考えられるため。
担　当　部　課	保健福祉部福祉局地域福祉課
担　当　者　名	主事　田縁　一将　　　　　　　　　　　（内線：25-634）

【№37】

標準処理期間未設定の理由

法　令　名	生活保護法
根拠条項	第42条
許認可等の概要	保護施設の休止又は廃止の時期の許可
審査基準の設定状況	☐（１）設　定 ☐（２）未設定（未設定イ） ☑（３）未設定（未設定ロ・ハ）
標準処理期間未設定の理由	標準処理期間について、法令等に定められておらず、現在に至るまでの申請実績が非常に少ないことから、新たに申請がなされること可能性が低いと考えられるため。
担当部課	保健福祉部福祉局地域福祉課
担当者名	主事　田縁　一将　（内線：25-634）

【No.38】

標準処理期間未設定の理由

法　　令　　名	生活保護法
根 拠 条 項	第49条
許認可等の概要	指定医療機関の指定
審査基準の設定状況	☑（１）設　定 ☐（２）未設定（未設定イ） ☐（３）未設定（未設定ロ・ハ）
標準処理期間未設定の理由	他法による指定を要件としていることからそれらの確認が必要なものがあるなど、事実関係の認定に難易差があることから、標準処理期間を設定することが困難であるため。
担 当 部 課	保健福祉部福祉局地域福祉課
担 当 者 名	主任　新山　由梨　（内線：25-632）

【№39】

標準処理期間未設定の理由

法　　令　　名	生活保護法
根　拠　条　項	第54条の２第１項
許認可等の概要	指定介護機関の指定
審査基準の設定状況	☑（１）設　定 ☐（２）未設定（未設定イ） ☐（３）未設定（未設定ロ・ハ）
標準処理期間未設定の理由	他法による指定を要件としていることからそれらの確認が必要なものがあるなど、事実関係の認定に難易差があることから、標準処理期間を設定することが困難であるため。
担　当　部　課	保健福祉部福祉局地域福祉課
担　当　者　名	主任　新山　由梨　（内線：25-632）

【№40】

標準処理期間未設定の理由

法　　令　　名	生活保護法
根 拠 条 項	第55条第１項
許認可等の概要	助産機関及び施術機関の指定の申請
審査基準の設定状況	☑（１）設　定 ☐（２）未設定（未設定イ） ☐（３）未設定（未設定ロ・ハ）
標準処理期間未設定の理由	助産師及び施術者について他法による指定を要件としており、それらの確認が必要なものがあるなど事実関係の認定に難易差があることから、標準処理期間を設定することは困難である。
担 当 部 課	保健福祉部福祉局地域福祉課
担 当 者 名	主任　新山　由梨　　（内線：25-632）

【№41】

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

（令和４年11月１日作成）

法　令　名	生活保護法
根拠条項	第55条の４第１項
許認可等の種類	就労自立給付金の支給
法令の定め	第55条の４第１項 　都道府県知事、市長及び福祉事務所を管理する町村長は、被保護者の自立の助長を図るため、その管理に属する福祉事務所の所管区域内に居住地を有する（居住地がないか、又は明らかでないときは、当該所管区域内にある）被保護者であって、厚生労働省令で定める安定した職業に就いたことその他厚生労働省令で定める事由により保護を必要としなくなったと認めたものに対して、厚生労働省令で定めるところにより、就労自立給付金を支給する。
審査基準	・生活保護法施行規則第18条の３～６ ・平成26年４月25日社援保発0425第３号厚生労働省社会・援護局長通知「生活保護法による就労自立給付金の支給について」 ・平成26年４月25日社援保発0425第３号厚生労働省社会・援護局長通知「生活保護法による就労自立給付金の取扱いについて」
標準処理期間	総　期　間　14　日・~~月~~（注：休日を含む。　） 経由機関　日・月（　） 協議機関　日・月（　） 処分機関　日・月（　）
処分担当課	各(総合)振興局保健環境部社会福祉課
申　請　先	同　上
問い合わせ先	各(総合)振興局保健環境部社会福祉課（内線：石狩34-921、空知3822、渡島、十勝3823、檜山3824、他3821)、保健福祉部福祉局地域福祉課保護支援係（電話番号：011-231-4111(内線25-634))
備　　考	※標準処理期間については、平成26年４月25日社援保発0425第３号厚生労働省社会・援護局長通知「生活保護法による就労自立給付金の支給について」に定められており、就労収入の状況の調査に時間を要する等特別の事由がある場合には､30日以内に行うこととされている。この場合には、保護の決定通知書にその理由を明示しなければならない。

【No.42】

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

（令和４年11月１日作成）

法　令　名	生活保護法
根拠条項	第55条の５第１項
許認可等の種類	進学準備給付金の支給
法令の定め	第55条の５第１項 　都道府県知事、市長及び福祉事務所を管理する町村長は、その管理に属する福祉事務所の所管区域内に居住地を有する（居住地がないか、又は明らかでないときは当該所管区域内にある）被保護者（18歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある者その他厚生労働省令で定める者に限る。）であって教育訓練施設のうち教育訓練の内容その他の事情を勘案して厚生労働省令で定めるもの（次条において「特定教育訓練施設」という。）に確実に入学すると見込まれるものに対し、厚生労働省令で定めるところにより、進学準備給付金を支給する。
審査基準	・生活保護法施行規則第18条の７～11 ・平成30年６月８日社援保発0608第６号厚生労働省社会・援護局長通知「生活保護法による進学準備給付金の支給について」 ・平成30年６月８日社援保発0608第２号厚生労働省社会・援護局長通知「生活保護法による進学準備給付金の取扱いについて」 ・平成30年６月８日社援保発0608第７号厚生労働省社会・援護局長通知「生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律の一部施行について（公布日施行分（進学準備給付金関係））」
標準処理期間	総　期　間　14　日・~~月~~（注：休日を含む。　） 経由機関　日・月（　） 協議機関　日・月（　） 処分機関　日・月（　）
処分担当課	各(総合)振興局保健環境部社会福祉課
申　請　先	同　上
問い合わせ先	各(総合)振興局保健環境部社会福祉課（内線：石狩34-921、空知3822、渡島、十勝3823、檜山3824、他3821）、保健福祉部福祉局地域福祉課保護支援係（電話番号：011-231-4111(内線25-634)）
備　　考	※標準処理期間については、平成30年６月８日社援保発0608第６号厚生労働省社会・援護局長通知「生活保護法による進学準備給付金の支給について」に定められており、進学先等の

	調査に時間を要する等特別の事由がある場合には、30日以内に行うこととされている。この場合には、保護の決定通知書にその理由を明示しなければならない。